

平戸市安全・安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、平戸市の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、平戸市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全で安心できるまちづくりを推進し、もって市民及び観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び市内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、市の区域において、国、県その他関係する機関・団体、市民、事業者とともに、安全で安心できる平戸市の実現のため次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 市の各種計画及びまちづくりに関する施策において犯罪等の防止を図ること。
- (2) 児童・生徒の安全確保を図ること。
- (3) 犯罪等及び少年非行を誘発するおそれのある環境の改善を図ること。
- (4) 高齢者、身体障害者等に対する犯罪被害防止を図ること。
- (5) 暴力団排除及び暴走族追放を図ること。
- (6) シンナー、覚せい剤等薬物乱用防止を図ること。
- (7) その他安全で安心できるまちづくりのために必要な施策を講じること。

2 市は、安全で安心できるまちづくりのために必要な広報啓発その他の措置に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、安全で安心できるまちづくりのため、自ら理解を深めるとともに、地域における安全で安心できるまちづくりのための自主的な活動に協

力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、安全で安心できるまちづくりについて、自ら理解を深めるとともに、その所有し、又は管理する施設及び備品の保全対策並びに事業活動に当たって自ら安全の確保を図るとともに、安全で安心できるまちづくりのための自主的な活動を行うよう努めることとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、安全で安心できるまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民及び民間団体等に対する支援)

第7条 市は、市民及び安全で安心できるまちづくりのために活動する団体に対して、自主的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。